

## ダウンロード

早稲田大学プロジェクト研究所規程運用要綱（1999年7月15日規約99号の20の4）

早稲田大学プロジェクト研究所規程運用要綱

（1999年7月15日規約第99 - 20号の4）

《所管：研究企画課長》

（趣旨）

第1条 この要綱は、早稲田大学プロジェクト研究所規程（1999年規約第99 - 20号の3。以下「規程」という。）第4条第6項に基づき、プロジェクト研究所（以下「研究所」という。）の設置、運営、廃止等に関する細目を定める。

（設置要件）

第2条 規程第1条に定める研究所は、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 原則として4人以上の本大学専任教員が共同して行う研究であること。
- 二 学外研究資金等による研究を原則とすること。
- 三 本大学専任教員が研究代表者であること。

（設置申請手続）

第3条 研究所を設置しようとするときは、別に定める「プロジェクト研究所設置申請書」によって、本大学専任教員である研究代表者が研究機構長に申請しなければならない。

- 2 研究所を学外資金によって設置する場合は、学外機関等との学術研究提携等に関する規則（1990年規約第90-15号の1）に基づく承認手続をとるものとする。
- 3 第1項の申請の時期は、5月末または10月末までの年2回とする。

（設置申請書）

第4条 前条第1項の申請書は、次の各号の項目を含まなければならない。

- 一 名称
- 二 申請者（研究代表者）
- 三 研究概要
- 四 設置期間および場所
- 五 研究組織
- 六 研究員の研究参加費、学外研究資金等の概要

（施設）

第5条 研究所は、研究代表者の研究室または大学が指定する箇所に時限付の施設を置くことができる。

- 2 研究所は、固有の事務所を持つことができない。

（アルバイト）

第6条 研究所は、研究を遂行するための補助者として、アルバイトを雇うことができる。

- 2 アルバイト賃金は、研究員、客員教員および客員研究員の研究参加費または学外研究資金等から支給する。

（客員教員給）

第7条 規程第8条に定める客員教員の給与は、客員教員給規程（1992年規約第92-10号の2）に準じて学外資金により支給する。

（研究参加費）

第8条 研究所は、研究員、客員教員および客員研究員から研究参加費を徴収し、運営経費の一部に充てる。

- 2 研究参加費の徴収等に関して必要な事項は、研究所の内規で定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、客員教員および客員研究員については研究参加費を減免することができる。

（研究所の見直し）

第9条 規程第4条第5項に定める見直しは、設置から3年後までの事業経過に基づいて所管する研究機構が行う。

（廃止申請手続）

第10条 研究所を廃止しようとするときは、別に定める「プロジェクト研究所廃止申請書」によって、本大学専任教員である研究代表者が研究機構長に申請しなければならない。  
(廃止申請書)

第11条 前条に定める申請書は、次の各号の項目を含まなければならない。

- 一 名称
- 二 申請者(研究代表者)
- 三 廃止の期日
- 四 廃止理由

附 則

この要綱は、1999年7月15日から施行する。

附 則(2001年12月17日規約第01-47号の3)

この改正要綱は、2002年1月1日から施行する。

附 則(2003年11月28日規約第03-40号の1)

この規則は、2003年12月1日から施行する。